

令和4年

第7回農業委員会総会議事録

令和4年7月6日（水）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事 (議案第1号から第3号)
日程第4 報告 (報告第1号から第4号)

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (24人)

1 番	樋上 豊	2 番	白山 一男
3 番	土合 正夫	4 番	帯刀 眞理子
5 番	浅井 満	6 番	城石 美枝子
8 番	炭谷 一三	9 番	森 敏朗
10 番	進藤 久司	11 番	栗山 信治
12 番	松山 宗則	13 番	明石 茂
14 番	末永 久義	15 番	林 康弘
16 番	高橋 吉博	17 番	前田 進
18 番	竹内 正治	19 番	永森 薫
20 番	高口 宗範	21 番	稲垣 潔
22 番	山崎 善夫	23 番	堀 正
24 番	有沢 敏博	25 番	小川 博行

欠 席 委 員 (1人)

7 番 金 賢志

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

第3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

第4 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法第 4 条の規定による届出の受理について
報告第 4 号 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 遠藤 修
主 査 北野 友之

副主幹 村中 一也
主 事 原 美里

射水市農林水産課

主 任 矢野 由香里

会議の概要

開会時刻 午後 1 時 5 2 分

議長（堀会長）

ただいまから、令和 4 年第 7 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますこと
をお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第 2 1 条の規定により、議長に
おいて「1 8 番 竹内委員」「1 9 番 永森委員」を指名いたします。

— 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声起きる)

議長(堀会長)

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長(堀会長)

次に、日程第3 議事についてお諮りいたします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— (議案第1号の説明・表決) —

議長(堀会長)

まず議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題として
お諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(北野)

議案書により説明。

議長(堀会長)

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

小川委員

申請番号13番の件について、譲渡人の経営面積は10,128㎡だが、申請事由が離農となっている。今回所有権を移転する面積は292㎡だが、残りの農地はどうするのか。

帯刀委員

申請地は●●地区であり、●●地区の経営からは離れるが、●●地区の農地は引き続き耕作していくものと理解している。離農とは違うのではないか。

事務局(北野)

申請書では離農となっているが、農業経営の合理化のためかと思う。

事務局(遠藤事務局長)

わかりやすい議案としていきたい。

議長（堀会長）

他に質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

— （議案第2号説明・表決） —

議長（堀会長）

次に議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（北野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、地域の委員の意見に移ります。
議案第2号の1番について、進藤委員から説明をお願いします。

進藤委員

議案第2号の1番（申請番号13番）について説明します。
申請地の道を挟んだ向かい側には、申請人の所有する農機具格納庫があります。
格納庫前には作業用の軽トラックを数台分程度駐車するスペースしかないため、農作業の準備をする際に農機（トラクター5台、田植え機3台、コンバイン3台）を道路に駐車せざるを得ないことが度々あったとのこと。このことは、人や車両の通行の妨げとなる場合があり、事故を誘発する危険が高まる恐れがあります。

安全に作業を行うため、農機1台、軽トラック3台分程度の駐車スペースを確保し危険を回避したいとのこと。

候補地を検討したところ、今回の申請地で地権者から承諾を得られたため、申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

議案第2号の2番について、栗山委員から説明をお願いします。

栗山委員

議案第2号の2番（申請番号14番）について説明します。

申請者は平成14年4月10日に設立し、中古車の仕入れ、整備及び輸送業務を営んでいます。

現在、既存地には整備工場のほか、整備車両5～6台、輸送待ち車両3～4台、従業員車両2台、営業用車両1台が駐車されています。車両の仕入れがあった場合には更に2～4台の車両を受け入れる必要があるのですが、既存敷地だけでは駐車ができないため、敷地前の歩道にはみ出して駐車することもあったとのこと。

申請地は既存地に隣接しており、現所有者が平成7年頃から駐車場として利用し、現在に至ります。今回、歩行者や交通等の安全確保のため、駐車場を設置したいと調査したところ、申請地が農地であり初めて転用許可を受けていないことが分かったため、今回申請するものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

議案第2号の3番について、林委員から説明をお願いします。

林委員

議案第2号の3番（申請番号15番）について説明します。

申請者は平成23年9月1日に設立し、調剤薬局の経営を営んでおります。

今後、申請地の東側敷地には内科クリニックの建設が予定されており、周辺に調剤薬局もないことから、クリニックを含めた総合的な施設として地域に貢献する調剤薬局として提供したいとのこと。

そのため、候補地を検討したところ、今回の申請地で地権者から承諾を得られたため、申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

議案第2号の4番及び5番について、進藤委員から説明をお願いします。

進藤委員

議案第2号の4番及び5番（申請番号16番及び17番）について説明します。

申請者は現在、●●市のアパートで妻と子供2人の計4人で生活をしています。

子供達も成長し、アパートは手狭となっていており、また、申請人夫婦は共働きで帰宅時間が遅くなることもあるため、子どもの迎えや食事等の生活面において祖父母の協力が必要となります。

また、将来、申請者は実家の農業を継ぐ予定となっております。

これらのことから、実家近くで居住したいと考え、候補地を検討したところ、今回の申請地で承諾を得られたため、申請するものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会及び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

議案第2号の6番について、土合委員から説明をお願いします。

土合委員

議案第2号の6番（申請番号18番）について説明します。

申請者は現在、●●市のアパートで妻と子供1人の計3人で生活をしています。

これから子供が大きくなり、また子供が増えたりするとアパートでは手狭になるので、住宅を建築したいと考えるようになりました。

申請人は子供を祖父母の近くで育てたい思いがあり、また、実家の農業の手伝いをするためにも、実家の近くで住居を構えたいとのことです。

候補地を検討したところ、父が所有する申請地で承諾を得られたため、申請するものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会及び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

議案第2号の7番について、有沢委員から説明をお願いします。

有沢委員

議案第2号の7番（申請番号19番）について説明します。

申請者は現在、●●市のアパートで妻と2人で生活をしています。

今後、子供が生まれると手狭になるので、一戸建て住宅に住みたいと考えるようになりました。

申請人夫婦は共働きのため、子供ができれば祖父母に子育てを助けてもらいたいとの思いがあり、また将来、親の介護が必要になった場合のため、実家の近くで住宅を建てたいと考えました。

申請地は妻の実家に隣接しており、義母が所有しています。申請地には昭和63年頃に義母の亡くなった父が車庫を建てており、今回、住宅建築のため申請地を調査したところ、初めて転用許可を受けていないことが分かった

ため、今回申請するものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会及び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第2号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。

よって、議案第2号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第3号説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第3号農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

(「なし」の声起きる)

議長(堀会長)

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第3号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起きる)

議長(堀会長)

ご異議なしと認めます。議案第3号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(堀会長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号射水市農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することに可決されました。

— 報 告 —

議長(堀会長)

次に日程第4 報告です。

— (報告第1号の説明) —

議長(堀会長)

まず、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(北野)

議案書により説明。

議長(堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長(堀会長)

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。

各案件についてご了知をお願いいたします。

— (報告第2号の説明) —

議長（堀会長）

報告第2号農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（北野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

各案件について、ご了知をお願いいたします。

— (報告第3号の説明) —

議長（堀会長）

報告第3号農地法第4条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（北野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

— (報告第4号の説明) —

議長（堀会長）

報告第4号農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（北野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。
委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。
以上をもって令和4年第7回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時45分

その他協議・報告事項

- ① タブレット端末の導入について
- ② 令和4年度農地利用状況調査について
* 9月総会での提出をお願いします。
- ③ のぼり旗の配付について
- ④ 次回開催場所と時刻について
8月8日(月) 午後2時から
射水市役所大島分庁舎3階大会議室

議 長

署名委員

署名委員